（児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二条　児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「（施行令第十一条において準用する場合を含む。）」を削り、「第三項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第九項」に改める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第八条」とあるのは「第八条（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により読み替えて適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「第二十二条第九項」とあるのは「第二十二条第九項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第九項を含む。）」と、「同法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。）」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」と、別紙書式中「児童手当」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

3　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第八条」とあるのは「第八条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により読み替えて適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「一部改正法」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧児童手当法施行令」という。）第八条を含む。）」と、「第二十二条第九項」とあるのは「第二十二条第九項（平成二十三年度子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第九項を含む。）」と、「同法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。）」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により読み替えて適用する一部改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行令第九条第二項を含む。）」と、別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十七号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　財務大臣　安住　淳

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「事業費のうち」の下に「損害調査費及び」を加え、同条第四項中「各事業年度において保険金」の下に「及び損害調査費」を、「金額をいう。以下同じ。）」の下に「、損害調査費」を、「とする。保険金」の下に「及び損害調査費」を加え、同条第五項中「正味保険金」の下に「、損害調査費」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度について適用し、同日前に終了する事業年度については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第二項、第二十条第一項、第三十条第一項、第三十六条第四項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項、第五十六条の三第一項第二号、第五十八条第二項、第六十一条の四第一項、第六十一条の五第一項及び第八十二条並びに附則第五条第一項第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「について」の下に「、四十日分を限度として」を加える。

第五十九条第一項第一号中「施設」の下に「（第八十六条第二号及び附則第二条において「訓練等施設」という。）」を、「道路（以下この条」及び「料金（以下この条」の下に「及び附則第二条第二項」を加え、「交通機関等を利用しないで」を「、交通機関等を利用しないで」に改め、同項第二号中「この条において」を削り、「自動車等を使用しないで」を「、自動車等を使用しないで」に改め、同条第二項第二号中「地域」の下に「（附則第二条第二項第一号ロにおいて「指定地域」という。）」を加える。

第八十六条第二号中「当該就職」の下に「又は公共職業訓練等の受講」を、「事業主」の下に「、訓練等施設の長その他の者（以下「就職先の事業主等」という。）」を加える。